

平成22年度第1回 愛知県都市計画審議会常務委員会

平成23年2月14日（月）午後1時

愛知県議会議事堂 5階 大会議室

【事務局（都市計画課主任主査 鈴木利幸）】

定刻となりましたので、ただいまから、平成22年度第1回愛知県都市計画審議会常務委員会を開催いたします。

傍聴人の皆様をお願いいたします。本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のように、会議の開催中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにさせていただき、鞆等にしまってください。録画、録音等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して、会議を傍聴していただきますようお願い申し上げます。

議事に入ります前に、愛知県都市計画審議会常務委員会について説明いたします。

お手元に審議会条例及び審議会運営規程の抜粋を配付させていただいておりますので、ご覧ください。

当常務委員会は、愛知県都市計画審議会条例第6条の規定に基づき、審議会の権限に属する事項で、「軽易なもの」を処理するために審議会に設置され、審議会委員の皆様のうち9名の委員の方々に構成されております。「軽易なもの」とは、審議会運営規程第11条に規定されております。名称の変更を始めとする軽易な都市計画の変更や建築基準法第51条ただし書の規定に基づく卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置に関する事項等がこれに該当いたします。

今回は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく1議案のご審議をお願いすることから、審議会ではなく、常務委員会を開催するものでございます。

次に、本日まで出席の委員の方々を紹介いたします。

お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、併せて、ご覧ください。

学識経験者として委員をお願いしております名古屋大学名誉教授 山田健太郎委員長でございます。

【委員長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

山田でございます。よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課主任主査 鈴木利幸）】

名古屋工業大学大学院教授 堀越哲美委員でございます。

【委員（名古屋工業大学大学院教授 堀越哲美）】

堀越です。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課主任主査 鈴木利幸）】

椙山女学園大学教授 後藤節子委員でございます。

【委員（椙山女学園大学教授 後藤節子）】

後藤です。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課主任主査 鈴木利幸）】

関係行政機関の職員として委員をお願いしております中部地方整備局長の富田英治委員でございます。

【委員（中部地方整備局長 富田英治）】

局長の代理の森です。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課主任主査 鈴木利幸）】

市町村の長を代表して委員をお願いしております阿久比町長の竹内啓二委員でございます。

【委員（阿久比町長 竹内啓二）】

竹内でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課主任主査 鈴木利幸）】

県議会の議員として委員をお願いしております伊藤勝人委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 伊藤勝人）】

伊藤であります。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課主任主査 鈴木利幸）】

高橋正子委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 高橋正子）】

高橋です。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課主任主査 鈴木利幸）】

以上でございます。

それでは、議事に先立ちまして委員長からごあいさつをお願いいたします。

【委員長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

委員長の山田でございます。

座ったままでごあいさつをさせていただきます。

本日は、平成22年度第1回愛知県都市計画審議会常務委員会の開催にあたりまして、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

先ほども説明がございましたが、本日上程する建築基準法第51条ただし書の規定に基づく議案は、民間企業が行う事業に関するものでございます。したがって、審議案件が1議案であることを理由に常務委員会の開催を見合わせることで、企業活動を停滞させることはできないことから、ご審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には、議事が円滑に進行いたしますよう、また、活発なご議論、ご協力をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。

なお、本日は、2分の1以上の委員の方々にご出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当常務委員会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第6条第5項において読み替えて準用する第5条第2項の規定により、委員長が務めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ただいまお聞きおよびのおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第13条において読み替えて準用する第8条第1項の規定により、議事録署名者として堀越哲美委員、伊藤勝人委員を指名いたします。

早速、審議に入ります。

第1号議案「豊田市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

豊田市の説明を求めます。

【豊田市建築相談課長 花井勝巳】

豊田市都市整備部建築相談課長の花井でございます。

第1号議案「豊田市における特殊建築物の敷地の位置について」を説明いたします。

本案件は、特定行政庁である豊田市長が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを

ご審議いただくものでございます。

早速でございますが、議案書は1ページから3ページ、議案概要説明書は1ページをご覧ください。

申請者は、トヨキン株式会社、代表取締役、鈴木和弘。名称は、トヨキン株式会社堤工場。敷地の位置は、豊田市高岡町新宮58番1ほか20筆。敷地面積は1万4,962.90㎡。施設は、既存部分の延べ面積が4,138.57㎡、増築部分の延べ面積が637.00㎡で、延べ面積の合計は4,811.57㎡でございます。処理能力としては、汚泥、廃油、廃プラスチック類、その他の産業廃棄物の焼却処理を1日当たり合計34t行う計画であります。

申請者は、工業専用地域である当該地において、平成4年に産業廃棄物処分業の許可とあわせて、建築基準法第51条ただし書の規定による許可を初めて受け、その後、平成13年に産業廃棄物処分業及び建築基準法第51条ただし書の規定による増設の許可を受けております。現在、申請者は、廃プラスチック類の破碎を1日当たり392t、また、一般廃棄物のごみの破碎を1日当たり360t処理しており、今回、事業の拡大により新たに焼却施設を設置することとしましたが、廃プラスチック類の処理能力が1日当たり100kgを超え、廃プラスチック類を除く産業廃棄物の処理能力が1時間当たり200kgを超えることから、建築基準法第51条ただし書の許可が必要となったものであります。

次に、図面番号1の総括図をご覧ください。

図面中央やや左寄りの赤色で塗りつぶした建設地と書かれたところが敷地の位置であります。当該敷地は、豊田市の南部に位置し、東名高速道路豊田インターチェンジから南西に直線距離で約3.3kmの工業専用地域に位置しております。

次に、図面番号2の付近状況図をご覧ください。

建設地は、図面中央の赤色の斜線で示された部分です。その周辺北側は、豊田市道環状3号線、東側は幅員40mの国道155号バイパスとなっております。西側は、埋設管が布設された水路を挟み工業用地、南側も工業用地でございます。

次に、図面番号3の計画図をご覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物でございます。なお、今回増築する建築物は、黒色の太い実線で囲んだ部分であります。

敷地への出入り口は、黒色の三角印で示したとおり、東側の幅員40mの国道を利用してあります。敷地の外周には図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努め

てまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、環境影響調査を実施し、大気質等につきまして、すべて環境保全目標をクリアしております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【委員（椛山女学園大学教授 後藤節子）】

図面番号3と書いてあるところで、焼却施設（新設）と書いてありますが、既設の焼却施設というのはないのでしょうか。

【豊田市建築相談課長 花井勝巳】

先ほどの説明のとおり、既設は破碎処理のみでございます。廃プラスチック類の破碎が392 t、一般廃棄物の破碎が360 t、既設に焼却炉はございません。

以上です。

【委員（椛山女学園大学教授 後藤節子）】

続いてよろしいですか。

かなりの処理物品が増えるということですが、増えることによって処理物の、最終的に廃棄されると思うんですが、廃棄物の種類の増加とか、有害物質の濃度とか、そういうものは十分チェックされると思いますが、こういうものが増えることによってそれらが変わってくるとか、その辺のチェックはいかがなものでしょうか。

【豊田市建築相談課長 花井勝巳】

既存につきましては、破碎施設というところで、その処理について廃掃法の関係で豊田市の環境部局が管理しております。今回新たに焼却施設ということだものですから、先ほど言いました生活環境影響調査を実施しまして、クリア値で、豊田市の環境部局で焼却施設の設置の許可について、そちらのほうは審査会を3回行いまして審議して、許可の運びになる予定と環境部局からは情報をいただいております。

【委員（椛山女学園大学教授 後藤節子）】

予定であるということですね。

【豊田市建築相談課長 花井勝巳】

実質的には、廃掃法に基づく学識経験者の意見を聞いてという審査会は3回行いまして、

それが終了しております、あと、市としましたら、51条のただし書きの関係は都市整備部、建築部局関係、それと、処理施設につきましては環境部という別個の部署、縦割りになっておりますが、51条がとれないのに設置の許可を出してもおかしいものなものですから、市の内部としては、すべての要件が整った時点で許可をすると、許可を待っている状態というふうに環境部局からは聞いております。

以上です。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

よろしゅうございますでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

今日の議案は1件でございますので、もし日頃いろいろ考えておられることも含めてご質問されたらよろしいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、私、議長をさせていただいているんですが、いつもは委員で発言するということで、2点ほど質問させていただきたいと思います。

1点目は、たまたま今、画面に出ております計画図でございますけれども、緑地、これは面積の20%ぐらいですが、もう既にここに立地しておりますけれども、私、こういうものに対して、5年後、10年後のフォロー、事後の検証というのも必要かないつも思っているところがございます。認めるときには緑地があったのに、あるときに行ってみたらなくなつたということもなきにしもあらずだと聞いておりますので、その件についてお聞きしたい、それが1点目でございます。

2点目は、豊田市さんのほうでは、例えばそういう事後の検証のようなもの、例えば10年後に立入検査をして調査をするというようなシステムをお持ちかどうか。同じように、愛知県のほうでもそういうようなことをされておられるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

【豊田市建築相談課長 花井勝巳】

1点目の緑地の管理ということでございますが、うちの業務としまして、パトロールが年に何回かあるんですが、そういう機会をとらえまして、以後のフォローアップというのか、そういうことは進めていきたいと思っております。

それと、もう一つ、今回は屋上緑化、シダ類、セダムですかね、草を植える格好なものですから、そういうものにつきましては、年に1回は航空写真を資産税の関係で撮影するものですから、結構精度もいいものですから、状況については、時期にもよりますが、

確認できるのかなということ考えております。

それと、2点目につきましては、いわゆるマニュアルとして51条施設を建築部局で定期的に、あるいは期間を区切って点検していくということは、実態としては今できておりません。ただ、いずれ経年等あって、今回も3回目の51条ただし書の許可をいただくわけですが、そのときには既設が、今回の場合ですと第2回目の51条をいただいたときの敷地、あるいは建築物、設備等、合致しておるかどうかという格好では確認できております。

以上です。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

愛知県はどうですか。

【建築指導課長 山内常靖】

指導課長の山内といいます。よろしくお願いします。

愛知県につきましても、マニュアルというそのもの自体はつくっておりません。ただし、民間の設計者等に委託していますリーディングモニターという制度がありまして、これは民間の設計者だとかいう方に委託しております。1年単位で委託しておりますけれども、その方々は、現地を建築の用途違反とあわせて年に1回以上現地のほう、周囲を見守ることになりますので、それにあわせて状況を確認して、違法状態であるならば指導ができるというような状況になっております。

以上でございます。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

ほかにご意見、ご質問もないようでございますし、反対意見もないようでございますので、ここで採決をさせていただきたいと思っております。

第1号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ご異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。どうもありがとうございました。

【事務局（都市計画課主任主査 鈴木利幸）】

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

（閉会 午後1時18分）